

和泉市 避難行動要支援者 支援事業のお知らせ

- この事業は、災害が起きた時に自力で避難することが難しい身体の不自由な方や高齢者などの被害を地域における助け合いにより減らそうとするものです。
- 和泉市では、地域の助け合いによる安否確認や安全な避難誘導を円滑に行うために日ごろから災害時の避難支援体制を構築しておくことで誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進しています。

避難行動要支援者の対象になる人

避難支援を要する可能性が高い次の人を同意台帳・災害時名簿に掲載します。

市内に在宅で居住し・・・

※入院・入所している人は対象となりません

A

身体障がい者手帳1級・2級を所持する人
(呼吸器以外の内部障がいのみを有する人は除く)

B

療育手帳Aを所持する人

C

精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する人
(有効期限から6か月を過ぎた人は除く)

D

要介護認定3・4・5の認定を受けた人

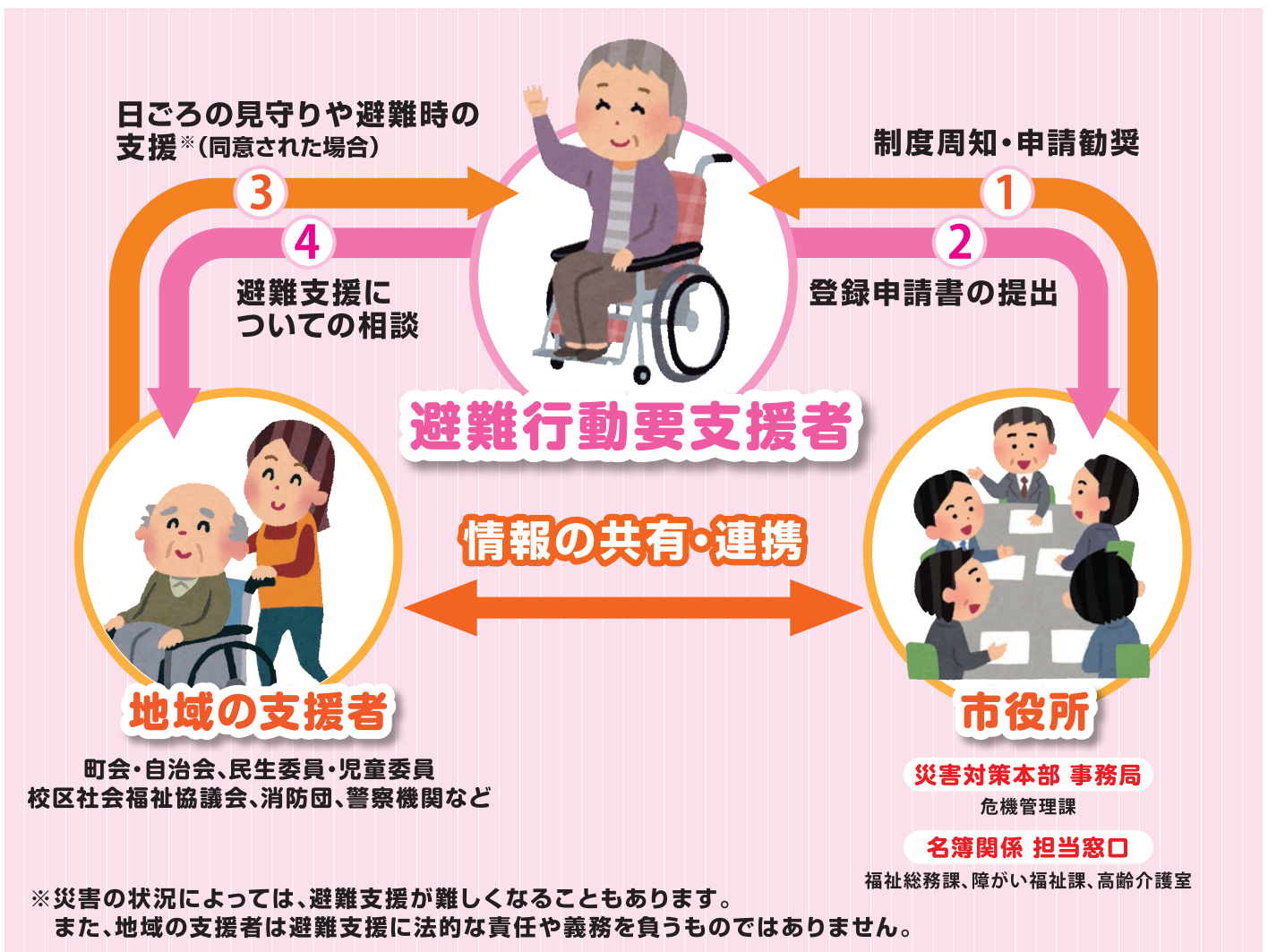
E

A～D以外で自力で避難所まで移動すること又は避難所の場所を理解することが困難な人で、地域の支援者が推薦する人

避難行動要支援者の登録をしましょう

- 対象となる方は、地域の支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、警察機関等)に自身の情報を提供することに「同意する」、「同意しない」の意思確認のための登録をしてください。(登録申請書は名簿関係担当窓口や市ホームページなどから入手できます。)
- 同意をされた方は、地域の支援者に提供する同意台帳に掲載され、普段の見守り活動のほか、災害時の避難支援などに活用されます。(避難行動要支援者登録申請・同意をした人の個人情報、目的以外の使用をしないなど、適切に取り扱われます。)

地域の協力で、より安全・安心に
避難を行うことができます



自分の身は自分で守ろう!!

大事なものは、自らができる範囲で備える
ということです。

たとえば・・・～日ごろの心がけ

- 近所の人や身近な人とのコミュニケーションを図りましょう
- 家具の位置を安全な位置に変えたり、固定しましょう
- 災害情報の入手方法を確認しておきましょう
- 自分に必要な薬や医療器具、生活用品の備蓄などの備えをしておきましょう
- 自分に必要な支援内容を地域の支援者などに伝えておきましょう
- 避難訓練へ参加しましょう



お問合せ

和泉市役所

〒594-8501
和泉市府中町二丁目7番5号

福祉総務課 0725-99-8126

障がい福祉課 0725-99-8133

高齢介護室 0725-99-8131・2

危機管理部 危機管理課 0725-99-8104